

古辞書の意義分類と古記録

—『色葉字類抄』と『明月記』を例として—

藤 本 灯

はじめに

筆者はこれまで、三卷本『色葉字類抄』（以下、字類抄とも）の収録語彙の性質に関心を持ち、特にその部立ごとによいような語彙が収まっているかということについて調査を重ねてきた*₁。字類抄は周知のとおり、イロハ引きの下位は次の二一部から成り、この部立については、『平安韻字集』の分類を借用したものであるという吉田金彦氏（一九六七）*₂の御論がある。

天象	地儀	植物	動物	人倫	人体	人事
飲食	雑物	光彩	方角	員数	辞字	重点
疊字	諸社	諸寺	国郡	官職	姓氏	名字

また字類抄は古記録の語彙を多く収録することが広く知られている。個別には、古記録よりも『今昔物語集』などの説話によく出る語や、漢詩文特有の語や、漢文訓読語や、そもそも当時日本で用例を見出しがたい語群等も存するものの、古記録の語

彙と重なる部分が相当大きいことについては、筆者も肯定するところである。

さて、字類抄の編者である橘忠兼が如何なる言語基盤をもって字類抄に収録する語彙を収集したかということは、字類抄の性質を客観的に見極めるうえで不可欠な視点であると考えられるが、一方で、如何なる利用者・利用方法を想定して字類抄を構成したか、すなわち右の部立を採用したかということは、別に考えられるべき課題である。吉田氏の述べられる通り、部立は韻字集のものを借用したのであったとしても、借用すること自体が、編者にとって必要性、妥当性のある行為であったはずである。

そこで本稿では、「字類抄が（例えば）古記録を記すために適した構成を持つものであるか」という単純な疑問から出発し、古記録の語彙が、字類抄のどの部立に収録されているかを調査

することにより、次の点について明らかにすることを試みる。

・古記録の語彙が採録されている字類抄の部立の分散と偏りは如何なるものか

・字類抄に採録されていない古記録語彙の集合とは如何なるものか

——容易な字や語であるか、単なる遺漏か

——単字か、熟語か

——和語か、漢語か

・字類抄の部立は古記録を記すために適したものであるか

なお、古記録の語彙、表記や用字、また一部字類抄との重なりについても既に先行研究の蓄積があるが（峰岸一九八六³、前田一九八八⁴、浅野二〇一一⁵など）、多くの場合、古記録の訓読の補助として字類抄を活用するものであり、字類抄の部立を中心として考察したものは管見に入らなかったため、これらの先行研究も参考にしつつ、右の目的によって調査を進めることとした。

調査対象

本稿の目的より見れば、調査対象とする古記録は、敢えて字類抄語彙の性質との類似を考える必要はなく、任意のもので構

わないこととなるが、次の条件を満たすことにより、藤原定家『明月記』（治承四〜嘉禎元年〔1180-1235〕）のうち、治承四年の記事三〇件を用いることとした。

・字類抄の編纂時期（天養—治承年間）と近い記事を含む文献

・これまで字類抄との比較が積極的に行われてこなかった文献

・これまで現代の文学者等によって作成された訓読文が一定量ある文献

調査方法

『明月記』の該当記事を、従来行われてきた訓読文⁶を参考としながら語や文節単位に分割し、それが字類抄のどの部に収録されるか、あるいはされないかということ調査した。これは字類抄の中に漢字字書の部門（人事部の一部、辞字部、名字部）と、そうでない（敢言するなら国語辞書的）部門が存在するため、それを緩やかに捉えて活用してみる、という姿勢による。筆者が字類抄の性格に合わせて恣意的な区切りを設けることを防ぐという目的のためには、一方で、『明月記』本文を全て単字に分解して字類抄の中に調査し、熟合したものは別途考慮するという手順も考えられるが、今回は、現代の我々（ここでは先行研究による訓読文）とのズレを見ることを優先し、本手法を採用した。文の分割につき先人による訓読文を基準とすることは、後にも述べる

おり、その分割如何が字類抄での掲出の有無に直接関わるために慎重になるべきところではあるものの、古記録を「訓読」するという目的のために作成された文の在り方には一定の学術上の説得力があるはずであり、また逆にその訓読を基準にすると字類抄の在り方とズレが生じる場合に、訓読方法の再考に繋がるのではないかとも考えられるところである。次に語句で区切った原文と訓読文を例示する。

【原文】『明月記』冒頭三日、／は調査のための任意の区切りを表す^{＊7}）

(前欠、治承四年二月五日) 右宰相中将／(束帯)／参入／若／积奠／之

／次／敷

(二月六日) 天／晴／今夜／新宰相中将／拜賀／通業／語／云／前駈／六

人／具／一員／二人／私／隨身／壺胡籙／侍従／相具

七日／夜／参内

【参考訓読文】

○『明月記』を読む」の訓読文

(五日条、前欠) 右宰相中将 (束帯)、参入す。もしは积奠の次いでか。

(六日) 天晴。今夜、新宰相中将拜賀す。通業語りて云はく、前駈六人、

一員二人を具し、私隨身は壺胡籙、侍従相具す。

七日。夜、参内す。

○『訓読明月記』の訓読文

(五日) 右宰相中将 (束帯) 参入す。若しくは积奠の次でか。

(六日) 天晴る。今夜、新宰相中将拜賀 (通業語りて云ふ、前駈六人、一

員二人を具す。私の隨身壺胡籙、侍従相具すと)。

七日。夜参内す。

表1 調査表(イメージ)

通し番号	年	月	日	本文	当該箇所音訓	収録部
1	1180	2	5	□(二月五日)		
2	1180	2	5	右宰相中将	?+サイシヤウ+チウシヤウ	-+官職+官職
3	1180	2	5	束帯	ソクタイ	疊字
4	1180	2	5	参入	サムニウ	疊字
5	1180	2	5	若	モシ	辞字
6	1180	2	5	积奠	シ-	疊字
7	1180	2	5	之		-
8	1180	2	5	次	(ツイツ)	辞字
9	1180	2	5	敷	カ	辞字
10	1180	2	6	□(六日)		
11	1180	2	6	天	テン・ソラ・アメ	天象
12	1180	2	6	晴	ハレ・ハル	天象・人事・辞字
13	1180	2	6	今夜	(此夜あり)	-
14	1180	2	6	新宰相中将	?+サイシヤウ+チウシヤウ	-+官職+官職
15	1180	2	6	拜賀		-
16	1180	2	6	通業	トヲ・ヨキ・ミチ+ナリ	名字
17	1180	2	6	語	カタル	辞字
18	1180	2	6	云	イハク	辞字
19	1180	2	6	前駈	センクウ	疊字
20	1180	2	6	六人		-
21	1180	2	6	具	クス	辞字
22	1180	2	6	一員		-
23	1180	2	6	二人		-
24	1180	2	6	私	ワタクシ	人事
25	1180	2	6	隨身	スイシン (官職)、スー (疊字)	官職・疊字
26	1180	2	6	壺胡籙		-
27	1180	2	6	侍従	シ、ユ	官職
28	1180	2	6	相具	アフ+クス	辞字+辞字
29	1180	2	7	七日		-
30	1180	2	7	夜	ヨル、ヨ	天象
31	1180	2	7	参内		-

表1は調査時のイメージである(表の凡例は表2・3と同様である)。「本文」が既成訓読文を元とした区切り(計一一四四項目)、「当該箇所音訓」が字類抄に採録された音訓、「収録部」がその音訓を収録する字類抄の部である。

次頁より、調査結果の表を載せる。

表2 調査結果(字類抄収録部の分布)

2	蔵人	20	方角	10	人体	65	天象
1	火長	7	後	8	口	16	天
1	将監	3	間	1	心	9	雨
1	中将	2	内	1	病	6	降
1	判官代	1	申	14	人事	4	今日
1	番長	1	右	5	儀	4	夜
1	弼	1	左	2	事	3	曉
1	府生	1	前	1	謁	3	朝
1	別当	1	程	1	候	2	一昨日
1	(官職)	1	辺	1	行	2	煙
1	衛門	1	北	1	私	2	昼
1	官職+官職	1	末	1	寝	2	日
1	宰相中将	2	方角+-	1	物忌	2	風
3	(官職)+官職	1	前斎宮	1	名	1	颯
1	刑部卿	1	前馬権頭	1	人事+辞字	1	陰
1	兵衛尉	2	方角+官職	1	謁申	1	下
1	兵衛佐	1	前少将	3	人事・辞字+-	1	近日
8	官職・量字	1	前少納言	1	御供	1	時
7	隨身	1	方角+地儀	1	御月忌	1	年
1	大夫	1	東大路	1	御撫物	1	明日
5	姓氏	5	方角+天象	4	人事・辞字+雑物	1	夕
2	高階	4	末時	1	御冠	1	雲
1	安倍	1	申時	1	御車	1	雲
1	源	4	方角+方角	1	御幣	1	天象・光彩
1	秦	1	己巳	1	御歳	1	光
89	名字	1	辛亥	1	人事・辞字+辞字	1	天象・量字
1	-+員数	1	辛未	1	御共	1	霹靂
1	五両	1	癸未	3	人事・辞字+量字	17	天象・人事・辞字
7	-+官職	3	員数	2	御讓位	17	晴
2	右少将	1	五	1	御即位	10	地儀
2	左少将	1	数	3	人事・辞字+人事	2	院
1	右少弁	1	多	2	御祓	2	宅
1	右中将	256	辞字→別表1	1	御命	1	家
1	五位蔵人	1	辞字+-	1	人事・辞字+人倫	1	皇嘉門
5	-+(官職)	1	仰下	1	御弟	1	朝平門
2	左大将	3	辞字+光彩	1	人事・辞字+天象	1	紫宸殿
1	右衛門	3	薄色	1	御時	1	第
1	右将軍	3	辞字+辞字	1	人事・辞字+動物	1	簪
1	初斎院	1	語給	1	御牛	1	地儀+植物
3	-+官職+官職	1	招寄	3	人事・辞字+方角	1	庭梅
2	新宰相中将	1	相具	2	御後	2	地儀+人倫
1	右宰相中将	33	重点	1	御方	2	殿上人
1	-+(官職)+官職	29	云々	25	雑物	2	地儀・辞字
1	左兵衛佐	1	云云	5	衣	2	所
1	-+(官職)-+官職	1	時々	5	松明	14	植物
1	右兵衛権佐	1	内々	3	火	3	松
1	-+官職・量字	1	密々	3	車	2	花
1	権大夫	78	量字→別表2	2	直衣	2	紅梅
1	-+-+官職・量字	1	請社	2	袴	2	山吹
1	右京権大夫	1	石清水	1	巻綴	1	木
14	-+地儀	1	請社+量字	1	劍	1	牡丹
4	八条院	1	北野行幸	1	灯	1	根
2	常盤殿	1	請社+人事	1	襷絵	1	樹
2	入道殿	1	大原野祭	1	螺鈿	1	檜皮
1	五条殿	1	請寺	1	雑物+地儀・辞字	14	人倫
1	五条坊門	1	法性寺	1	台盤所	8	童
1	西洞院	4	園郡	13	光彩	3	人
1	東洞院	3	安芸	4	青	2	使
1	八条亭	1	宇治	3	蘇芳	1	者
1	八条田中殿	34	官職	3	萌木	1	(人倫)
2	不躰	4	公卿	2	白	1	縁
2	于(不説)	4	大将	1	色	14	人倫・量字
3	脱字	3	郷			11	雑色
1	□(間)	3	侍従			2	舍人
1	□(二月五日)	3	大納言			1	先達
1	□□(六月)	3	中納言				
319	なし→別表3	2	関白				
1144	総計	2	少将				

1	除目	6	供奉
1	燒亡	6	中宮
1	甚雨	3	衣冠
1	須臾	3	束帶
1	先日	3	退出
1	遷幸	2	延引
1	騷動	2	行啓
1	内然	2	行幸
1	徒然	2	參入
1	藤花	2	前驅
1	如何	2	内裏
1	破壊	2	布衣
1	破損	2	衣装
1	陪從	1	違乱
1	博陸	1	引率
1	不快	1	下臈
1	風流	1	還御
1	分散	1	色
1	文書	1	警固
1	片雲	1	元服
1	歩行	1	嚴親
1	猛烈	1	古老
1	列見	1	御覽
1	徘徊	1	雜人
1	籠居	1	執柄
1	薔薇	1	積奠
1	髻髻	1	重服
78	總計	1	叙位

別表2 疊字部に収録のあつた語

1	抱望	1	堪起	3	次着	15	不取
1	儲備	1	去	3	張渡	13	依參
1	揚利	1	仰近	3	入之	8	無具
1	立料	1	件懸	3	也末	8	被給
1	露仆	1	故更	2	以皆	6	在自
1	井掃	1	始至	2	語忽	6	如付
1	總計	1	辭斜	2	止者	6	見等
256		1	若書	2	殊乘	5	又敷
		1	燒称	2	盛太	5	可許
		1	深是	2	非奉	4	出同
		1	窃先	2	令逢	4	間有
		1	宣即	1	逢為	4	猶由
		1	存只	1	引化	4	了云
		1	到難	1	過開	3	於於
		1	難拔	1	開各	3	向

別表1 辞字部に収録のあつた語

異なり	延べ	
22	65	天象
8	10	地儀
9	14	植物
4	14	人倫
1	1	(人倫)
3	10	人体
9	14	人事
11	25	雜物
5	13	光彩
11	20	方角
3	3	員数
95	256	辞字→別表1
4	33	重点
55	78	疊字→別表2
1	1	諸社
1	1	諸寺
2	4	国郡
17	34	官職
1	1	(官職)
4	5	姓氏
62	89	名字

表3 表2のまとめ(延べ数・異なり数)

1	17	天象・人事・辞字
1	1	天象・光彩
1	1	天象・疊字
1	2	地儀・辞字
3	14	人倫・疊字
2	8	官職・疊字

1	1	地儀+植物
1	2	地儀+人倫
1	1	方角+地儀
2	5	方角+天象
4	4	方角+方角
2	2	方角+官職
1	1	人事+辞字
1	1	人事・辞字+天象
1	1	人事・辞字+動物
1	1	人事・辞字+人倫
2	3	人事・辞字+人事
4	4	人事・辞字+雜物
2	3	人事・辞字+方角
1	1	人事・辞字+辞字
2	3	人事・辞字+疊字
1	1	雜物+地儀・辞字
1	3	辞字+光彩
3	3	辞字+辞字
1	1	諸社+人事
1	1	諸社+疊字
1	1	官職+官職
3	3	(官職)+官職

3	3	人事・辞字+-
2	2	方角+-
1	1	辞字+-

9	14	-+地儀
1	1	-+員数
5	7	-+官職
4	5	-+(官職)
1	1	-+官職・疊字
2	3	-+官職+官職
1	1	-+(官職)+官職
1	1	-+(官職)+-+官職
1	1	-+-+官職・疊字

3	3	殿字
1	2	不読
198	319	なし→別表3
607	1144	總計

表2・3の凡例

・部門名を()に入れたものは、一部表記重複語や、想定される音訓ではなかったものの収録があつたものである。また部門名を「・」でつないだものは、そのいずれにも収録があつたもの、「+」は語を分解すると収録があつたもの、「-」は分解しても一般に想定される音訓での収録がなかった部分を示す。()と「-」との区別は任意におこなつた。

例 (官職)「衛門」:『明月記』「衛門」に対し、字類抄「官職」に「衛門府」の収録があつた
例 -+(官職)「左大将」:「サ-左」はなく(ヒタリはあり)、「カミ-大将」があつた

表2の凡例

・字類抄の部門順、その中を用例数順に並べた。数字は用例数である。

・「辞字」「疊字」「(収録)なし」についてはそれぞれ内容を別表に計上した。「名字」については、二字単位の名を対象として数え、表内では内容を省略した。

表3の凡例

・字類抄の部門順に並べ、複数部門に収録があつたものや分解すると収録があつたものは別に置いた。数字は用例数である。

・「名字」の異なりは、二字単位の名を対象として計上した。

別表1・2の凡例

・用例数順に並べた。数字は用例数である。

別表3(次頁)の凡例

・整理番号を付し、用例数順に並べた。

								例数	整理番号		
1	殿下	151	1	寺江	101	1	一人	51	18	二人	1
1	土御門	152	1	自愛	102	1	一夜	52	15	馬副	2
1	唐車	153	1	七条南小路	103	1	引へキ	53	12	之	3
1	藤	154	1	七瀬	104	1	右近	54	9	朝臣	4
1	藤丸	155	1	七日	105	1	右中弁	55	8	四人	5
1	南方	156	1	拾遺	106	1	右馬頭	56	5	今夜	6
1	二行	157	1	十九日	107	1	右武衛	57	4	御幸	7
1	二条	158	1	十五日	108	1	衛府	58	4	三位	8
1	二日	159	1	十四日	109	1	炎上	59	4	参議	9
1	廿一日	160	1	十七日	110	1	下車	60	4	之(不説)	10
1	廿九日	161	1	十七日	111	1	家中	61	3	一日	11
1	廿三日	162	1	十二日	112	1	乾方	62	3	騎馬	12
1	廿日	163	1	十八日	113	1	勅修寺	63	3	見物	13
1	廿八日	164	1	十余人	114	1	看督	64	3	此	14
1	日来	165	1	十六日	115	1	焔参	65	3	昨日	15
1	拝賀	166	1	従一位	116	1	朽葉	66	3	参内	16
1	梅花	167	1	従五位下	117	1	去夜	67	3	出仕	17
1	梅樹	168	1	従五上	118	1	京極家	68	3	昇殿	18
1	白張	169	1	従四上	119	1	京中	69	3	新院	19
1	八条室町	170	1	従二位	120	1	狭小	70	3	其	20
1	八人	171	1	出衣	121	1	勤仕	71	3	二藍	21
1	板屋	172	1	所勞	122	1	禁裏	72	3	入御	22
1	姫宮	173	1	除服	123	1	群参	73	2	一身	23
1	福原	174	1	上皇	124	1	啓将	74	2	咳病	24
1	平队	175	1	寢所	125	1	結髮	75	2	閑院	25
1	片時	176	1	心中	126	1	健御前	76	2	九日	26
1	訪申	177	1	新頭	127	1	權右中弁	77	2	取物	27
1	北小路	178	1	人家	128	1	權亮	78	2	十一日	28
1	北壺	179	1	吹上	129	1	言談	79	2	出車	29
1	北面	180	1	正五位下	130	1	五条	80	2	人々	30
1	每事	181	1	正五下	131	1	五条京極	81	2	赤色	31
1	明月	182	1	正三位	132	1	五日	82	2	渡御	32
1	毛香	183	1	正四位下	133	1	御所	83	2	渡殿	33
1	毛車	184	1	青衣	134	1	候	84	2	当色	34
1	門戸	185	1	説	135	1	后宮	85	2	廿七日	35
1	門前	186	1	浅黄	136	1	皇居	86	2	廿二日	36
1	夜前	187	1	前後	137	1	紅	87	2	廿六日	37
1	来臨	188	1	倉町	138	1	行列	88	2	入夜	38
1	雷鳴	189	1	存命	139	1	左馬權頭	89	2	薄青	39
1	立揚	190	1	打	140	1	沙石	90	2	武衛	40
1	両三声	191	1	打衣	141	1	最	91	2	舞人	41
1	両頭	192	1	大宮	142	1	祭使	92	2	平礼	42
1	六角	193	1	大輔	143	1	斎宮	93	2	坊官	43
1	六条室町	194	1	着御	144	1	四条	94	2	北方	44
1	卅日	195	1	中御門	145	1	四位	95	2	臨時祭	45
1	已下	196	1	中務	146	1	四散	96	2	六人	46
1	炬火	197	1	注獻	147	1	四日	97	1	以前	47
1	芬芳	198	1	壺胡籙	148	1	指貫	98	1	移馬	48
319	總計		1	庭上	149	1	紫野	99	1	一員	49
			1	廷尉	150	1	侍臣	100	1	一条	50

別表3 指定の単位では収録のなかった語

調査結果の概観

まず、全般的傾向について述べることにする。

・『明月記』中、単字で検索したものはほぼ全て、穏当な語形によつて字類抄に収録されていることが明らかとなつた。^{＊8}

・『明月記』該当記事のうち少なくとも約七割の語は字類抄に収録されており、収録されなかったもの（別表3）も平安時代の男性貴族の用字としては基本的なものばかりのようであつた。また、基本字で構成された音読み・訓読みの熟語は、単字に分解して訓に当たることができればほぼ全ての字を字類抄に求めることができるようであつた。一方、「飜—ツムシカセ」「櫛（人）—ククトリ」などの難字も収録が認められた。

・「隨身」（官職・疊字）「雑色」（人倫・疊字）のように、特定の一つの語が同じ読み方で複数の部に収録されている場合があり、目的の字に行き着くための経路が多いことは利用者にとつては便利であつたと考えられる。一方で、複数箇所に掲出されるものとされないものとの差異については考えるべき課題でもある^{＊9}。「クフ—供奉」などは、語義が概念的な場合（「疊字」）と具体的な場合（「官職」）で分けられていることにならう。

・「不快」が「フクワイ」として収録されていることが注目される。生産性の高い「不」のような字を冠する語を無限に収録する

ことは、想定される字類抄の編纂方針^{＊10}と齟齬があるように考えられるためであるが、「不快」は「不」を冠する語の中でもより熟合度の高い語であるということになるであろうか。

・本調査で収録ありとしたものでも、「イへ—第」「イへ—宅」「アス—明日」など、文脈・表現上、最適の訓であるか疑わしいものもあつた。裏を返せば、現代において、字類抄に収録のある音訓を古記録の訓読に積極的に利用するためには、他の文献に当たるなどの従来の方法にもよりながら、更なる精査を行うことが求められるということにならう。

字類抄に収録がなかった語についての検討

次に、別表3に示した内容について見る。これは『明月記』の語彙のうち、筆者が指定した単位、また想定された音訓では、字類抄に収録がなかった語群である。表2や表3で示したうち「」を含むものは、これらに準ずるものであるが、注7に示したとおり、二字熟語（複合名詞）については特に分割して字類抄中に探さず、別表3に計上したものである。字類抄非収録の語については、次のようなことがわかつた。

・「ノ—之」のような頻出の単字でも、字類抄に収録されていない場合がある。このことは、「之」の読みが自明である、あるいは「之」が不読字に準じるものであつたことなどによるかも

しれないが、同じ助辞である「ハ―者」「カ―敷」「ナリ―也・焉」などが収録されていることや、観智院本『類聚名義抄』（以下名義抄）には「ノ・カ」（法下）として収録のあることなどと併せて考えれば、単なる字類抄の遺漏である可能性が大きい（ただし十卷本字類抄でも増補はされていない）。編者の助辞への意識や、「遺漏か、遺漏でないか」という、辞書研究では避けて通れない問いについての意識を新たにすべき状況が改めて確認された。

・「ソノ―其」「コノ―此」の形では字類抄に収録がないが、「ソレ」「コレ」はある（名義抄も同様）。しかし変体漢文においてこれらの字は、むしろ連体詞としての用法こそが主たるもののようにも思われる。一方、「カレ・カノ―彼」（本調査外）は収録されており、連体詞に対する認識や、それらを統一的に提示しようという意識に乏しかったものとも考えられ、前項と併せて掲出訓の語形については（利用者側の意識の問題としても）更に考えるべき余地がある。

・「八条」「六角」のような細かい地名は字類抄に収録されていない。そもそも三卷本字類抄における地名の掲出は『延喜式』や『和名類聚抄』（以下、和名抄）からの孫引き以上の価値はなく、当時の京都を中心とする地名を補填しようとした形跡もないため、少なくとも日記を記す際に地名の用字を本書に

求めることは、（存在の仮定される）記主側からも字類抄側からも想定外の用法であったものと考えられる。また字類抄の部立に「官職部」が存在するにもかかわらず、官職名の収録が不十分であるのも同様の事情によるものであろう。

・接頭辞の「御」は、「オ、ム・オホム（人事）・ミ（辞字）―御」の収録はあるが、単字の「ゴ」「ギョ」としては収録されていない。これは古記録で用いられる「御」が敬意を表す和用法であることも関連するかもしれないが、字類抄がむしろ変体漢文を綴るために製作されたという見方もある以上、非掲載は不審である。実際に日記をどう訓ずるか（そもそも訓ずるのか）ということと、その字の語形をどのように想定して用字を調べるかということの間に隔たりがあることは現代においてもあり得ることであるが、字類抄の編者は、一つの字語を調べるためのルートを複数用意している場合がある（表2・3で「・」で示したような例にも表れている）。字類抄内で音訓両形などの複数語形を提示する場合があることについては前節でも触れたところであるが、引き続き今後の検討課題としたい。

・「招寄」のような複合動詞、「語給」のような補助動詞を付すもの、「相具」「御弟」のような接頭辞を冠するものは、（ある意味当然ながら）熟語としては収録されていないため、用字

を検索するためには一字ごとに分割して当たる必要がある。そもそも字類抄には、和語の複合動詞を体系的に収録するための部立がなく、敢えて言うなら畳字部訓読語に列挙するとはできようが、そのような語を無限に列挙することは編者の想定するところではなかったものと考えられる。

・表2や別表3を見ても一目瞭然であるように、「二人」のような数詞を含む語や、官職で「新〜」「左〜」などの修飾的要素を冠する語は、原則として熟語として収録されておらず、後者については「シン―新」「サー左」などの音読の単字としても収録がなかった。「左」については「ヒタリ」（方角）の収録はあるものの、実際に「左大臣」を「サダイジン」「ヒダリノオホイマウチキミ」「ヒダリノオトド」等のいずれで読むのか（読んだのか）ということと、辞書においてこれらの掲出語形を如何様に設定するかということは別問題であり、少なくともこのようなことは字類抄編者の考えの埒外であったことが窺える。

・「九日未時許参内」のような文であれば通常、「ここのかひつじのときばかりさんだいです」と訓じて問題ないように思われるが、「九日」「参内」などは熟語としては収録されておらず、もし字類抄内でこれらの用字を調べる必要が生じた際には「九」「日」「参」「内」に分割して調べなければならないこと

となる。「参内」が音読語として収録されないことのみを以て、実際には「内に参る」というような訓読がなされていたのではないかなどと疑うのは早計であろうが、そのような可能性も容易に排除することはできないであろう。『明月記研究』訓読文においても、「参○（例：参院）」という形を概ね「○に参る（例：院に参る）」と訓じている一方で、「参内」については「参内す」と音読するなど、訓読の在り方がやや恣意的に見える場合がある。文学研究において、音読語としての熟合具合については、古辞書の掲出語形が参考にされてきた場合も多いであろうから、このような場合も単なる音読語形の遺漏とせず、当時の在り方をよりよく考える契機としたい。

また「未時」などは、単字を別々の部立において「未（方角）」「時（天象）」と引かなければならないのが聊か面倒のように思える。「未時」の表記を国語辞書で調べる成人男性貴族が存在了したとは考え難いが、やはり編者の想定した枠組みとして、このような語は熟合したものととして収録する意義がなかったということになる。

・「八条（院）」「鳥羽（殿）」のように人物を表すための語がもとは建築物名を示すこともしばしばあり、その場合は理論上「（建築物名を収録する）地儀部」を調べなければならないこととなる。この分類方法を当時の常識と見るべきか、不親切

と見るべきかは難しいところであるが、前項の「未」「時」と同様に、「院」「殿」なども、実際に「書くため」に収録された「字」としては易しすぎるように感じられる。筆者の考えでは、これらは前時代の和名抄からの孫引き（「院」「殿」共に二十巻本巻十居処部に立項）に過ぎないため、字類抄の語彙収集方針や分類掲出方針を考える上では、今後、これらを厳密に区別して（場合によっては排除して）扱う必要があるという事情が浮き彫りとなった。

・類義語でもそのうち特定の語・表記しか収録されない場合のあることが、改めて明らかとなった。字類抄に「此夜」（本調査外）は収録があるが「今夜」はなく、「行幸」はあるが「御幸」はない、「ツキコロ―月来」（本調査外）はあるが「ヒコロ―日来」はないなど。字類抄が、天候を表す「陰晴」は収録するが「晴陰」はしないなどの事情と通じ、一部は出典を示唆するものかとも考えられる。

・「馬副」「朝臣」「参議」「騎馬」「昨日」「参内」「出仕」「山車」「臨時」などは当時の古記録において頻用の熟語と考えられるが、字類抄に収録されていなかった。遺漏であるか、編者の言語基盤や出典を示す要素であるかということについて、これまで述べた事柄と併せて、今後、調査範囲を広げながら検討したい。

考察と展望

さて、本稿の最初の問いは、『色葉字類抄』の部立の在り方が、古記録を書く際に有効かということであった。古記録を記す際に字類抄を使うためには、まず字類抄の部立や漢字の字義についての理解があることが前提となる。例えば敬称である「殿」の字を引くためには、元来の建築物の意から「地儀部」に当たらねばならない（「人事」や「辞字」には収録がない）し、「ヒツシ―未」は「天象部」にはなく「方角部」にある。また、特に熟語の収録が網羅的に行われているようには見受けられないため、利用者は、当時の基本字について既に一定以上の知識を持つており、漢字の音読みと訓読み（意味）に通曉していなければ、目的の字や語にたどり着けないということが高頻度で起こりそうである。しかし実際のところ、漢字の音読みと訓読み（意味）に通曉していれば、基本字の書記に困難を伴うことは稀であろう。

右の前半に述べたような状況に鑑みれば、字類抄の在り方は、必ずしも古記録を書くという目的のためには合理的な分類であったとは言いがたい、というのが现阶段の筆者の結論である。しかし、今考えられる最も合理的な分類を用いて字類抄を再構築したとして、当時の男性貴族がその分類を用いて効率的に日記を書けるかと言えば、現状の字類抄を用いるのと大差はない

ものと考えられる。なぜならば、表3からもわかるように、今回調査対象とした『明月記』の用語の多くは、「名字」を除けば主として「辞字」「疊字」に集中しているためである。そして「辞字」や「疊字」の語は、別の音訓でも重複掲出されるなど、編者の工夫が凝らされており、特に「書くための辞書」としての引き辛さはないように感じられた。むしろ難しさがあるのは、主として前時代の和名抄等から継承した語をイロハ順に並べ直しただけの箇所であり、しかもそれが元の書物にあった（字類抄編纂時より二〇〇年以上前の）意義分類に沿って配置されているためであった。

すなわち字類抄を古記録と結び付けて考える従来の在り方に則るのであれば、字類抄の「新味」とも言うべき部立（「辞字」「重点」「疊字」「名字」など、物の名の意義分類に属さないもの）は、当時の文章作成時に活用する枠組みとして十分な機能を備えていたものと考えられるし、それこそが書記の現場で必要とされていたものであったのであろう。また右に述べた「使い辛さ」も、必ず全ての字句を字類抄に索めようとすればという前提での話であって、実際にそのようなことはなかったであろうから、編者がもし「書くための辞書」を目指したのであるとすれば、その目的は最低限果たされるような部立が新規に採用されたのであると結論づけることができるのではないだろうか。

本稿冒頭で立てた問いは一部明らかになりつつも、特に前節で取り上げた「字類抄に収録がなかった語」を中心に、更に多岐にわたる問いを産出する結果となった。それらはすべて将来的な研究課題として有効なものである。今後の展望としては、古記録の訓読に際して字類抄を如何に活用するか（できるか）という問題についても、本稿末（左）に掲げた峰岸明氏による変体漢文解読のための課題も考慮に入れながら再検討していく予定である。

【参考】峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』二六五頁より引用

変体漢文と称される漢文体で作成された文章における、その漢字文乃至漢字表記語を解読するに当たって逢着する諸問題を要約すると、おおよそ次のようになる。

- 一 そのような漢文体の文章表記において、それに対応する国語文をどのように想定するか。
- 1 所与の漢字列について、句読をどのように施すか。
- 2 文相当の漢字列について、どのような構文の表記と解釈するか。
- 3 語相当の漢字列について、単字・熟字いずれより成ると見るか。即ち、単語・複合語いずれの表記と認めるか。
- 二 一で認定された漢字表記語について、それは、訓読の語であるのか、音読の語であるのか。
- 1 その漢字表記語が訓読の語であるとして、その和訓は、どのように確定し得るか。
- 2 その漢字表記語が音読の語であるとして、その字音は、どのような系統のものであるのか。
- 3 その漢字表記語は、音訓雑糅の語であるか。

〔注〕

- *1 拙著『色葉字類抄』の研究』（勉誠出版、二〇一六）、「三卷本『色葉字類抄』人事部・辞字部の性質」（『日本語学論集』11、二〇一五）、「色葉字類抄」「雑物部」の研究」（『国語語彙史の研究』37、二〇一八）。
- *2 「詩苑韻集の部類立てと色葉字類抄」（山田忠雄編『本邦辞書史論叢』三省堂）。
- *3 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』（東京大学出版会）、「変体漢文」（国語学叢書11、東京堂出版）。
- *4 前田富祺「記録の漢字」（『漢字講座』5 古代の漢字とことば』所収、明治書院）。
- *5 浅野敏彦『平安時代識字層の漢字・漢語の受容についての研究』（和泉書院）。一四二頁に、平安時代の文献中の用字調査に関連する研究がまとめられている。
- *6 主として明月記研究会編『明月記』（治承四年）を読む」（『明月記研究』4、一九九九）を用い、今川文雄訳『訓読明月記 第一巻』（一九七七）も参考とした。
- *7 語句の区切りは、先入観を排除するため、複合名詞・複合動詞・接辞を伴うもの・人名（名字）についてもなるべく一つのまとまりとして扱うこととした。また特に二字熟語（特に複合名詞）についてはなるべくそれ以上分割して探さないという方針を採った。
- *8 例えば別表3整理番号84は、「九日未時許参内新宰相中将束帯被候渡殿」の例であるが、『明月記研究』では当該箇所を「渡殿に候ぜらる」と訓読しており、字類抄には「ハヘル」「サフラフ」等はあるものの音読用法では掲出されていないためにここに挙げたものである。
- *9 拙著（二〇一六）第三章第一節「量字部語彙の性格―訓読の語の性格―」に、字類抄の重複掲出について述べたところがある。
- *10 拙著（二〇一六）一四七頁「単字に分解した際に、それぞれの字の読みや意味が保たれている熟語（「春十風」「谷十川」など）については、熟語の形では採録していないことが多いのである。その事情として、単字の組み合わせで無限に広がる熟語の採集を制限しているのだと考えることも出来るし、また、読みから漢字を索めるのであれば熟語単位でなくとも各単字の読みから検索出来れば十分であろうという編纂態度を読み取ることも出来る。」

付記

- ・本稿は、第一八回訓点語学会研究発表会（二〇一八年五月二三日、於京都大学文学部第3講義室）における口頭発表に改訂を加えたものである。席上、ご質問くださった方々、また後日、助言くださった浅野敏彦先生に感謝申し上げます。
- ・本稿は、EJIS2017（リスボン新大学、二〇一七年九月一日）における研究発表（Akari Fujimoto, Sota Tanaka “The Validity of Using *Iroha-Jiruisho* to Interpret Ancient Japanese Diaries of the Male Nobility”）を基として追加調査と考察を加えたものである。本調査に用いた『明月記』の本文データ（原語句区切りを含む）は当時、田中草大氏に提供を受けたものである。
- ・本研究は、JSPS 科研費（18K12407・若手研究・「色葉字類抄」を中心とする国語辞書の語彙・系譜の研究」・藤本灯）の助成による成果の一部である。

（ふじもと あかり・本学講師）